

平成24年7月30日
群馬行政評価事務所

「自動体外式除細動器（AED）の設置、 維持管理及び使用に関する調査」の結果

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象とし、主として合规性、適正性、有効性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

本調査は、総務省群馬行政評価事務所が、平成24年4月から平成24年7月にかけて実地に調査した結果に基づき、県内の国の行政機関等に対して平成24年7月30日（月）に改善意見を通知しました。

【本件照会先】

総務省群馬行政評価事務所

評価監視官 出井 邦夫

評価監視調査官 武一 典幸

電話：027-221-1648

FAX：027-221-1649

E-mail: gunma10@soumu.go.jp

自動体外式除細動器(AED)の設置、維持管理及び使用に関する調査

調査の背景

○ 自動体外式除細動器(AED)については、平成16年の厚生労働省の通知以降、救命の現場に居合わせた一般市民がAEDを使用しても、医師法違反には該当しない。

○ 医療機関のほか、学校、駅、商業施設等で急速にAEDの設置が普及。

・平成22年12月販売累計台数約33万台のうち、医療・消防機関以外への販売台数は約25万台

○ AEDの設置については、法的義務付けはなく、設置の詳細は不明。

○ 心肺停止者が出た施設にAEDが設置されていない例。

○ AEDの故障などにより、緊急時に使用できなかった事例等が発生。

調査の項目

1 国の庁舎等の施設におけるAEDの設置、維持管理及び使用等の状況

・前橋地方法務局、前橋地方検察庁、前橋財務事務所、前橋・高崎・桐生税務署、関東森林管理局、群馬労働局等 計44機関(施設)

2 地方公共団体関連施設及び民間施設等におけるAEDの設置、維持管理及び使用等の状況

・地方公共団体、民間企業等 計53施設

処理

改善事項を関係行政機関に通知(所見表示)

調査結果(実態)を公表

＜調査の視点と制度の概要等＞

1 AEDの設置

- ・ 施設利用者等にAEDの存在を周知するためには、施設入口にAED設置施設であることを表示することが望ましい。
- ・ AEDを設置する場合は、入口付近など誰もが分かりやすく使いやすい場所とすることが望ましい。

2 AEDの維持管理

- ・ 厚生労働省は、電極パッドには使用期限、バッテリーには寿命があるため、これら消耗品の交換時期を把握し、適切に交換することが必要としている。
- ・ 厚生労働省は、AEDを日常的に点検し、記録することが必要としている。

3 AEDの使用に関する講習

- ・ AED設置施設に勤務する職員は、救急時に対応できるように、講習を受けることが望ましいとされている。
- ・ 講習は、「2年から3年間隔での定期的な再受講」が望ましいとされている。

4 AEDの一般財団法人日本救急医療財団への登録等

- ・ 同財団は、施設利用者等がAEDの設置をあらかじめ把握できるよう、販売業者を通じて、AEDの設置情報を登録し、ホームページで公開している。
- ・ 厚生労働省は、財団への登録を呼びかけている。

1 国の庁舎等の施設におけるAEDの設置、維持管理及び使用等の状況

調査結果の概要

- 1 AEDの設置(44機関(施設)調査)
 - i) 施設入口などにAED設置施設の表示がない(13施設) [29.5%]。
 - ii) AEDを一見して分かりにくく使いづらいと思われる場所に設置している(4施設) [9.1%]。
- 2 AEDの維持管理(44機関(施設)調査)
 - i) 調査時に電極パッドの使用期限が切れていた(4施設) [9.1%]。
 - ii) 日常的点検未実施(14施設) [31.8%]、点検担当者未配置(12施設) [27.3%]。
- 3 AEDの使用に関する講習(44機関(施設)調査)
 - i) 販売業者から担当者が説明を受けたのみで、他の職員にAEDの使用法等を周知していない(1施設) [2.3%]。
- 4 AEDの一般財団法人日本救急医療財団への登録(44機関(施設)調査)
 - i) AED設置情報を財団に登録していない(2施設) [4.5%]。

主な所見表示

関係行政機関は、AEDの適切な設置、維持管理等を図る観点から、次のような措置を講ずることが望ましい。

- 1 AEDの設置に当たっては、入口等にAED設置施設であることを掲示し、誰もが分かりやすく使いやすい場所に設置すること。
- 2 AEDの維持管理については、点検担当者を配置し、日常的に点検を実施し、点検結果を記録することを励行するとともに、消耗品等の期限切れがないよう、管理を徹底すること。
- 3 講習の受講については、可能な限り、消防機関等が実施する普通救命講習を受講する機会を設け、職員に対し講習を受講させること。
- 4 財団に未登録の機関については速やかに登録を実施すること。

2 地方公共団体関連施設及び民間施設等におけるAEDの設置、維持管理及び使用等の状況

調査結果の概要 — 実態 —

1 AEDの設置（53施設実地調査）

- i) 施設入口などにAED設置施設の表示がない(19施設)〔35.8%〕。
- ii) AEDを一見して発見できない、又は目に付きにくい場所に設置している(18施設)〔34.0%〕。
- iii) AEDを一見して発見できない、又は目に付きにくい場所に設置している上、施設入口などにAED設置施設である表示がない(10施設)〔18.9%〕。

2 AEDの維持管理（53施設実地調査）

- i) 電極パッドの使用期限が切れていた(7施設)〔13.2%〕、バッテリーの交換期限を経過していた(1施設)〔1.9%〕。
- ii) 消耗品の交換期限を示す表示ラベルの記載内容を更新していない、又は記載誤りがある(7施設)〔13.2%〕、表示ラベルが取り付けられていない(8施設)〔15.1%〕。
- iii) 日常的点検未実施、又は定期的な実施なし(11施設)〔20.8%〕

3 AEDの使用に関する講習（53施設実地調査）

- i) 点検担当者が3年以上講習を受講していない(3施設)〔5.7%〕。

4 AEDの一般財団法人日本救急医療財団への登録及びホームページ公表（53施設実地調査）

- i) AED設置情報を財団に登録していない(24施設)〔45.3%〕。
- ii) 自身のホームページ(地方公共団体のホームページを含む。)でAED設置施設であることを公表している(35施設)〔66.0%〕。

5 AEDの使用状況（53施設実地調査）

- i) AEDの使用は、4施設〔7.5%〕でみられた。